

特定非営利活動法人社会理論・動態研究所研究者資格認定規程

平成22年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人社会理論・動態研究所（以下「法人」という。）の研究者の資格認定について、本法人の定款の第3章（会員）の規程に加えて、必要な事項を定めるものである。

(研究員)

第2条 本法人は、常勤研究員と非常勤研究員を置くものとする。

第3条 研究員の資格認定の手続きは、原則として、常勤研究員と非常勤研究員は同じ規程によるものとする。

(公募)

第4条 本法人は、研究者になる者を研究紀要及びウェブサイトにおいて広く呼びかけるものとする。

(資格認定の審議)

第5条 研究者になることを希望するもの（以下「希望者」という。）は、常勤希望と非常勤希望とを問わず、本法人に所属する研究者1名により推薦されるか、その希望を書いた理由書を理事長に提出しなければならない。

第6条 希望者からの連絡を受けた理事長は、速やかに、そのことを理事会に諮り、理事会は、希望者の資格認定の審議に向けた準備を行う担当者を選任しなければならない。

第7条 前項の担当者は、理事の互選により1～2名を選任するものとする。

第8条 担当者は、希望者の研究上の関心及び経歴等についての情報を収集し、これを理事会に報告しなければならない。

第9条 担当者の報告を受けて、理事会は、希望者が本法人の目的に照らして研究者としてふさわしいかどうかを審議しなければならない。

(資格の認定)

第10条 理事会における希望者の資格の認定は、常勤と非常勤とを問わず、原則として、満場一致をもって裁決するものとする。

第11条 理事長は、理事会の決定に基づいて、資格認定の可否の結果を、速やかに、希望者に通知しなければならない。

第12条 本法人は、研究者の資格認定を受けた者には、本法人の認定証を授け、事務所の鍵を預けるものとする。

(役員との兼任)

第13条 研究者の資格認定を受けた者は、常勤と非常勤とを問わず、本法人の役員（理

事)を兼ねることができるものとする。

(資格の喪失、退所、除名)

第14条 研究者の資格の喪失、退所、除名の扱いについては、本法人の定款の第3章に定めるところによるものとする。

第15条 研究者の資格を喪失した者、本法人を退所した者、除名処分を受けた者は、速やかに、本法人の認定証を破棄し、事務所の鍵を返却しなければならない。

(役員解任)

第16条 前項の者で役員(理事)であった者に対しては、理事長は、この者を、速やかに、解任しなければならない。

(研究資金等)

第17条 本法人は、常勤研究者に対して給与の支給を行わず、研究資金の補助を行う。非常勤(兼任)研究者には、とくに研究資金の補助を行わない。

第18条 研究者は、常勤と非常勤とを問わず、原則として、自分で外部資金を調達するか、自弁で研究活動を行わなければならない。

第19条 本法人の研究者になるときの入所費及び会費等については、本法人の事務所等の維持・運営費が尽きるまで、とくに定めない。

(寄付)

第20条 研究者による寄付金及びその他の拠出金品については、本法人の定款の第3条に定めるところによるものとする。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。